

平成27年度 入札・契約制度の改定について

平成27年6月1日（※6月1日以降に入札公告等を行う案件）より次のとおり入札・契約制度を改定します。

- 1 建設工事の格付及び発注基準の改定
- 2 建設工事の格付における工事検査評点の取扱いについて
- 3 建設工事共同企業体取扱要綱の一部改正
- 4 紙入札における同価によるくじ引き方法の変更

【事務担当・問合せ先】

管財契約課 契約係 TEL 0596-21-5525

1 建設工事の格付及び発注基準の改定

建設工事の業種ごとの格付及び発注基準について、次のとおり改定します。

これに伴い、平成27年6月1日付けの格付において、全業者一斉見直しを行います。

格付及び発注基準 【土木一式工事】		H27.6.1改定			
設計金額 (税込)	千円未満 ～ 千円以上	A	B	C	D
	～ 60,000	<許可区分> 特定 <総合評点> 840点以上			
	60,000 ～ 20,000	<完成工事高> 200,000千円以上 <技術者> 1級5人以上	<総合評点> 720点以上 <完成工事高> 60,000千円以上 <技術者> 1級2人以上		
	20,000 ～ 5,000			<総合評点> 600点以上 <完成工事高> 20,000千円以上 <技術者> 1級1人又は 2級2人以上	
	5,000 ～ 1,300(超)				A、B、C以外の者

格付及び発注基準 【建築一式工事】		H27.6.1改定		
設計金額 (税込)	千円未満 ～ 千円以上	A	B	C
	～ 100,000	<許可区分> 特定 <総合評点> 820点以上		
	100,000 ～ 10,000	<完成工事高> 200,000千円以上 <技術者> 1級3人以上	<総合評点> 700点以上 <完成工事高> 60,000千円以上 <技術者> 1級1人以上	
	10,000 ～ 1,300(超)			A、B以外の者

格付及び発注基準 【電気工事】		H27.6.1改定		
設計金額 (税込)	千円未満 ～ 千円以上	A	B	C
	～ 30,000	<許可区分> 特定 <総合評点> 750点以上 <完成工事高> 60,000千円以上 <技術者> 1級3人以上	<総合評点> 600点以上 <完成工事高> 30,000千円以上 <技術者> 1級1人又は 2級2人以上	
	30,000 ～ 5,000			
	5,000 ～ 1,300(超)			A、B 以外の者

格付及び発注基準 【管工事】		H27.6.1改定		
設計金額 (税込)	千円未満 ～ 千円以上	A	B	C
	～ 30,000	<許可区分> 特定 <総合評点> 750点以上 <完成工事高> 60,000千円以上 <技術者> 1級3人以上	<総合評点> 600点以上 <完成工事高> 30,000千円以上 <技術者> 1級1人又は 2級2人以上	
	30,000 ～ 5,000			
	5,000 ～ 1,300(超)			A、B 以外の者

格付及び発注基準 【ほ装工事】		H27.6.1改定		
設計金額 (税込)	千円未満 ～ 千円以上	A	B	C
	～ 5,000	<許可区分> 特定 <総合評点> 800点以上 <完成工事高> 30,000千円以上 <技術者> 1級3人以上	<総合評点> 650点以上 <完成工事高> 10,000千円以上 <技術者> 1級1人又は 2級2人以上	
	5,000 ～ 3,000			
	3,000 ～ 1,300(超)			A、B 以外の者

格付及び発注基準 【造園工事】		H27.6.1改定		
設計 金額 (税込)	千円未満 ～ 千円以上	A	B	C
	～ 20,000	<許可区分> 特定 <総合評点> 700点以上 <完成工事高> 20,000千円以上 <技術者> 1級2人以上	<総合評点> 600点以上 <完成工事高> 10,000千円以上	
	20,000 ～ 5,000			
	5,000 ～ 1,300(超)		<技術者> 1級1人又は 2級2人以上	A、B 以外の者

格付及び発注基準 【水道施設工事】		H27.6.1改定		
設計 金額 (税込)	千円未満 ～ 千円以上	A	B	C
	～ 30,000	<許可区分> 特定 <総合評点> 750点以上 <完成工事高> 60,000千円以上 <技術者> 1級2人以上	<総合評点> 600点以上 <完成工事高> 20,000千円以上	
	30,000 ～ 5,000			
	5,000 ～ 1,300(超)		<技術者> 1級1人又は 2級2人以上	A、B 以外の者

※ 施工実績として、各入札案件において経営事項審査の完成工事高が予定価格以上あること。

※ 工事内容等によっては、上記に拠らず入札参加資格要件を設定する場合があります。

2 建設工事の格付における工事検査評定点の取扱いについて

建設工事入札資格者の格付における工事検査評定点の取扱いについて、総合評点算出時の工事検査評定点に係る加減点を次のとおり変更します。

工事検査評定点の平均点	加 減 点	
	変更前	変更後
50点未満	<u>-20</u>	<u>-30</u>
50点以上～55点未満	<u>-15</u>	<u>-20</u>
55点以上～60点未満	-10	-10
60点以上～65点未満	-5	-5
65点以上～70点未満	0	0
70点以上～75点未満	5	5
75点以上～80点未満	10	10
80点以上～85点未満	<u>15</u>	<u>20</u>
85点以上～90点未満	<u>20</u>	<u>30</u>
90点以上～95点未満	<u>25</u>	<u>40</u>
95点以上	<u>30</u>	<u>50</u>

上記1、2の改定に伴い、平成27年6月1日付けで全業者一斉に格付の見直しを行います。

格付の一斉見直しは、経営事項審査基準日が9月1日から9月30日の業者を除き、平成27年5月1日付けの格付に係る諸数値(経営事項審査結果、技術者数、工事検査評定点等)に基づき行います。

なお、見直し後の格付の有効期限は、各業者の格付に係る経営事項審査基準日の1年8ヶ月後の日を含む月の末日までとなります。

3 建設工事共同企業体取扱要綱の一部改正

伊勢市建設工事共同企業体取扱要綱を一部改正し、共同企業体による施工の対象となる工事を次のとおり変更します。

	【変更前】	【変更後】
土木工事	設計金額 3 億円以上	→ 設計金額 2 億円以上
建築工事	設計金額 5 億円以上	→ 設計金額 3 億円以上

4 紙入札における同価によるくじ引き方法の変更

開札の結果、落札となるべき同価の入札者が2者以上となった場合のくじ引きにおける「くじ引き値」の算出にあたり、従来、紙入札の場合は入札書到着日時のうち「秒」は算入していませんでしたが、電子入札の場合と同様に「日」「時」「分」「秒」を算入することとします。

— くじ引き方法 —

(1) 落札となるべき同価の入札をした者(以下、「くじ引き対象者」という。)をその者の入札書が伊勢市に到着した日時*が早い順に「入札順位」を付ける。

なお、入札書到着が同時の場合は、参加申請の早い者を上位とする。

* 電子入札の場合…電子入札システムのサーバーに登録された日時

* 紙入札の場合…入札書封筒に印字されたタイムスタンプの日時

(2) 当該入札案件の契約番号の下3桁の数、入札参加者数、くじ引き対象者のうち入札順位が1位の者の入札書到着日時の「日」「時」「分」「秒」、くじ引き対象者のうち入札順位が最後位の者の入札書到着日時の「日」「時」「分」「秒」の合計数をくじ引き対象者数で除し、その余りの値(以下、「くじ引き値」という。)を算出する。

(3) (2)で算出したくじ引き値と(1)で決定した入札順位が一致した者が落札(候補1位)となり、入札順位が落札(候補1位)の次順位の者を落札(候補2位)、次々順位の者を落札(候補3位)、以下同様とする。

なお、入札順位が最後位の次順位は、入札順位1位とする。

くじ引き値が「1」の場合	→	入札順位「1位」の者が落札(候補1位)
" 「2」 "	→	" 「2位」 "
" 「3」 "	→	" 「3位」 "
⋮		⋮
" 「0」 "	→	" 「最後位」 "

(4) 上記方法に必要な条件が整わない場合等は、従前の方法により行う。